

令和2年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

令和3年3月 中部地方整備局

令和2年度 中部地方整備局コンプライアンス報告書

目次

はじめに	…3
1. 令和2年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	… 4
2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成	… 4
A. 取組の実施状況	… 4
(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成	
①事案の事実経過等の職員周知<再発防止>	… 4
②コンプライアンス不祥事情報等の提供	… 4
(2) コンプライアンス宣言等	
①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示<再発防止>	… 5
②「コンプライアンス宣誓」<再発防止>	… 5
③コンプライアンス携帯カードの携行徹底<再発防止>	… 5
④パソコン画面へのコンプライアンス・メッセージの表示	… 5
(3) 研修等における講義の実施	
①研修・講習の質的な充実<再発防止>	… 6
②コンプライアンス・ミーティングの実施	… 9
③e-ラーニングの実施（復習機能の活用）<再発防止>	… 9
B. 検証（評価）	…10
3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化	…11
A. 取組の実施状況	…11
(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底	
①事業者との飲食の届出<再発防止>	…11
(2) 事業者等との応接ルールの徹底	
①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保<再発防止>	…11
(3) 事業者等へのルールの遵守の要請	
①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等<再発防止>	…11
②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知<再発防止>	…12
③リーフレットの掲示の徹底<再発防止>	…12
④退職準備セミナーにおける指導<再発防止>	…12
B. 検証（評価）	…12
4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり	…13
A. 取組の実施状況	…13
(1) 事業者等との組織的対応の継続《事前対応》	
①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の継続<再発防止>	…13
②具体的な対応例等の組織的な共有<再発防止>	…13

(2) 内部報告の匿名性確保等	
①匿名性を確保した報告方法の周知<再発防止>	…14
(3) 事業者等との組織的対応の継続《事後対応》	
①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続<再発防止>	…14
B. 検証（評価）	…14
5. 入札契約関係の情報管理の徹底	…15
A. 取組の実施状況	…15
(1) 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し	
①入契委員会の構成員の限定化<再発防止>	…15
②技術評価点の審査時期の後倒し<再発防止>	…15
③同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続<再発防止>	…15
(2) 情報管理の徹底	
①予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理<再発防止>	…16
②技術審査データの厳格な管理<再発防止>	…16
③技術提案書の厳格な情報管理<再発防止>	…16
④発注担当職員の情報管理の徹底<再発防止>	…16
(3) 積算と技術審査・評価の分離	
①本局発注工事における分離体制の確保<再発防止>	…17
B. 検証（評価）	…17
6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証	…17
A. 取組の実施状況	…17
(1) 再発防止策のフォローアップ <再発防止>	…17
(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等	…17
(3) 意識調査の実施	…18
(4) 監査機能の充実<再発防止>	…18
B. 検証（評価）	…18
7. その他	…19
A. 取組の実施状況	…19
(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化	…19
B. 検証（評価）	…19
8. コンプライアンス推進体制	…19
A. 取組の実施状況	…19
B. 検証（評価）	…21
9. アドバイザリー委員会の評価・意見	…21
まとめ	…22

はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から 3 回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。

国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、その実態解明と再発防止対策の検討を行うため、省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成 25 年 3 月 14 日付けの調査報告書で「再発防止対策」を取りまとめた。



中部地方整備局ではこの再発防止対策を踏まえ、毎年度「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきた。

しかしながら、平成 28 年度の平成 28 年 9 月 30 日、中部地方整備局三重河川国道事務所の課長が、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害する行為を行った見返りに、代金合計 30 数万円相当の飲食接待の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。また、平成 28 年 12 月 3 日には、北勢国道事務所の副所長が、本局道路部在籍中の平成 23 年から平成 24 年にかけて、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害すべき行為を行った見返りに、商品券 100 万円相当の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。

このように相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に強い危機感を持ち、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察し、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策の検討を進め、平成 29 年 3 月 14 日「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」で不正事案再発防止策を取りまとめた。中部地方整備局ではこの再発防止対策と、令和 2 年 2 月 17 日～21 日に持ち回りにて開催した外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザー委員会からの提言等を踏まえて、令和 2 年 3 月 24 日に「令和 2 年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきた。

なお、コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、令和 2 年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

*本報告書中、

二重線囲みの部分  は、令和 2 年度 コンプライアンス推進計画
点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価

1. 令和2年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」は、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」において、二つの不正事案は、基本的には個人の責に帰すべきものではあるが、中部地方整備局の組織内に潜在していた問題が露呈したのではないかといった視点から、強い危機感を持って、これまでのコンプライアンスに関する取組の点検等を行い、事実経過や職員からの意見等を考察し、その発生要因を徹底的に分析した上で、二度とこのような不正事案を起こさせないため、

- ①職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
- ②「事業者等」との接触に関するルールの強化
- ③風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- ④入札契約関係の情報管理の徹底

という四つの柱から構成される再発防止策を取りまとめた。

これらの再発防止策を踏まえ、令和2年度の中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）を、令和2年2月17日～21日に持ち回りにて開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会に提示し、同委員から提言等を頂き、令和2年3月24日に開催した中部地方整備局コンプライアンス推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページで公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に周知を行った。

2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

A. 取組の実施状況

(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

①事案の事実経過等の職員周知<再発防止>

職員一人ひとりが、平成28年度に発生した中部の不正事案を身近な教訓として認識し、危機意識を持って行動していくために、引き続き事案毎の事実経過等の周知を図る。

さらに、事案を風化させることなく教訓として継承していくため、端緒を含む要因や事実を具体化した教材を作成し、研修等で活用する。

事案の事実経過等の職員周知については、事案毎の事実経過等が記載された「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」を職員向けイントラネットに掲示するとともに、適正業務管理官等が実施したコンプライアンス講習会で、事案毎の事実経過等を講習の内容に含めて実施した。

②コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、発注担当職員に係る業務全般についての各種法令違反も併せて、他の不祥事事例などの情報を適宜事務所等に提供する。

コンプライアンス不祥事情報等の提供については、コンプライアンス意識の啓発を促すために、参考となる事例を本局各部・各事務所に向けて発信した。

令和2年度 コンプライアンス不祥事情報等の提供

No.	提供日	提供内容
1	R2. 6. 30	東京都府中市の公園工事等に係る官製談合事件ほか
2	R2. 10. 26	新潟県新潟市発注の公園管理業務委託等に係る官製談合事件ほか
3	R3. 2. 9	中部地整管内における今年度の不祥事案をポップアップで提供

(2) コンプライアンス宣言等

①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示<再発防止>

中部地方整備局において、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者にも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示する。

平成29年3月14日に、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、全職場において、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所への掲示を継続した。

②「コンプライアンス宣誓」<再発防止>

管理職員が、改めてコンプライアンスの取組を率先垂範し組織風土を変えていく必要があるため、管理職員が就任時及びその後の異動の都度、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し、常にコンプライアンス意識を高く持って職務にあたることとする。

管理職員（俸給の特別調整額を給する管理監督職員）は就任時に、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し宣誓を行った。宣誓文本紙は自らが保持し、コンプライアンス意識を常に高く持ち職務にあたるよう活用を図った。

③コンプライアンス携帯カードの携行徹底<再発防止>

職員一人ひとりが、国土交通省職員としての自覚と二度と不祥事を起こさないという信念を常に持って業務を遂行していくために、「コンプライアンス宣言」を付加したコンプライアンス携帯カードの携行を徹底する。

職員が携帯する「コンプライアンス携帯カード」、に「コンプライアンス宣言」を付加した新たな「携帯カード」を平成29年3月28日に策定しコンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じてその携行の徹底を継続した。

④パソコン画面へのコンプライアンス・メッセージの表示

コンプライアンス意識の高揚と徹底を図るため、職員のクライアントパソコンにコンプライアンス・メッセージを表示する。

パソコン起動時にコンプライアンス・メッセージを自動表示させることにより、必ず職員が目に触れる機会を設け、コンプライアンスに対する意識付けを行うことを目的として、4月10日、6月4日、8月3日、10月7日、12月7日、2月9日にメッセージ表示を行った。うち、4月の年度当初には平成28年度不祥事から3年経過したこともあり、局長メッセージをポップアップし、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。

(3) 研修等における講義の実施

①研修・講習の質的な充実<再発防止>

コンプライアンスの研修や講習などの取組は、職員の気づきや振り返りの機会となるので、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、全職員が研修や講習等で年1回以上コンプライアンス講習を受けるように、全ての事務所を対象に講習会を実施すると共に、中部地方整備局で実施する計画研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、不正事案毎の事実経過及び不祥事発生時のリスク等、関係法令に関する知識の付与等についての講義（自習も含む）を実施する。

加えて、講習内容も平成28年度の不正事案のみならず、他のコンプライアンス違反事例、再発防止に向けての取組について説明し、さらなる職員のコンプライアンス意識の醸成を図る。

併せて、職務の階層や内容等に応じて、発注担当職員に係る業務全般について各種法令遵守も併せて留意すべき課題等を具体化した内容で研修・講習を実施する。

さらに、コンプライアンス講習会を拡充していくため、コンプライアンス・インストラクターの養成を図り、会議等での講習の充実を図る。

適正業務管理官等によるコンプライアンス講習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間を短縮し、また、一回あたりの受講人数を制限しつつ対面式講習会は本局のみにおいて実施し、事務（管理）所に対してはその映像を配信して受講する方式（港湾空港関係は対面方式）で行った。当該講習会では、平成28年度不正事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、在宅勤務の増加に伴って重要となる情報の適切な管理について、特に発注者綱紀保持規程の規定を重点的に説明した。さらに、令和2年6月より人事院規則が施行されたパワーハラスメント等についても説明し、ハラスメントについての知識を習得させることで、風通しの良い職場づくりの重要性を認識させ、広い意味でコンプライアンス意識の向上につなげる機会とした。

また、中部地方整備局で計画された職員研修（総合課程及び教養課程）等の17コースにおいても、業務全般に係る法令遵守の徹底にも留意して、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。平成28年度不正事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、事案毎の事実経過等を取り入れたグループ討議方式を用いて、職員一人ひとりが身近な教訓として自らのこととして認識する機会とした。

※参考：各講習会等の実績一覧

- 令和2年度 適正業務管理官等によるコンプライアンス出前講習会実績

（講習内容：発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）

適正業務管理官等によるコンプライアンス講習会を本局及び37事務所（建設系事務所は映像配信、港湾系事務所は対面で実施。2,738名が参加。）で実施した。併せて、それでも講習会に参加できなかった職員のために、講習会の内容を録画した動画を活用することで、職員研修等による受講と併せて年1回以上の機会を確保した。

開催事務所等名	実施日	実施回数	人数
本局	9月25日、9月28日、9月30日、10月12日、10月16日、11月5日、11月10日、11月13日、11月18日、11月20日	15回	659名
多治見砂防国道事務所			67名
木曾川上流河川事務所			118名
岐阜国道事務所			136名
越美山系砂防事務所			21名
新丸山ダム工事事務所			36名
丸山ダム管理所			9名
高山国道事務所			62名
沼津河川国道事務所			111名
富士砂防事務所			35名
浜松河川国道事務所			117名
静岡河川事務所			58名
長島ダム管理所			6名
静岡国道事務所			91名
静岡営繕事務所			9名
清水港湾事務所	11月16日	1回	26名
庄内川河川事務所			73名
豊橋河川事務所			55名
設楽ダム工事事務所			49名
名古屋国道事務所			138名
愛知国道事務所			59名
名四国道事務所			54名
矢作ダム管理所			9名
名古屋港湾事務所	11月12日	1回	64名
三河港湾事務所	11月9日	1回	26名
中部技術事務所			48名
中部道路メンテナンスセンター			11名

名古屋港湾空港技術調査事務所	11月11日	1回	14名
三重河川国道事務所			146名
木曾川下流河川事務所			86名
北勢国道事務所			64名
紀勢国道事務所			75名
蓮ダム管理所			9名
四日市港湾事務所	11月24, 25日	1回	24名
天竜川上流河川事務所			76名
三峰川総合開発工事事務所			15名
飯田国道事務所			60名
天竜川ダム統合管理事務所			22名

- ・令和2年度 職員研修実績表（研修の中でコンプライアンス講義を実施）
（講義内容：発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）
中部地方整備局で計画された職員研修等（19コース、453名）において、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。

No.	研修名	研修対象者	人数
1	初任職員	新規採用職員	88名
2	初任技術Ⅰ	新規採用の技術系職員	47名
3	管理職講習会Ⅰ	新任管理職	23名
4	新任係長（事務）Ⅰ期	事務系新任係長	10名
5	新任係長（技術）Ⅰ期	技術系新任係長	15名
6	新任係長（事務）Ⅱ期	事務系新任係長	8名
7	新任係長（技術）Ⅱ期	技術系新任係長	14名
8	建設技術Ⅰ	採用後2年目の技術系職員	40名
9, 10	管理職講習会Ⅱ、Ⅲ	新任管理職	35名
11	マネジメントスキル	所属の補佐的役割を担う職員	12名
12	建設技術Ⅲ（河川）	採用後5年目の技術系職員	23名
13	建設技術Ⅲ（道路）	採用後5年目の技術系職員	15名
14	入札契約・公物管理基礎	採用後2年目の事務系職員	18名
15	建設技術Ⅱ	採用後3年目の技術系職員	28名

16	初任事務	新規採用の事務系職員	29名
17	中堅事務	採用後概ね3～4年目の事務系職員	20名
18	新任係長(事務)Ⅲ期	事務系新任係長	7名
19	新任係長(技術)Ⅲ期	技術系新任係長	17名

・外部講師として、公正取引委員会中部事務局から講師を招き、「官製談合の防止について」の講習会を令和3年1月22日に予定していたが、令和3年1月14日に愛知件、岐阜県に緊急事態宣言が発出されたため、中止した。

・令和2年度 ブロック会議等での講習の実施

コンプライアンス・インストラクターを講師として、コンプライアンス出前講習会（港湾関係）において、コンプライアンスの重要性についての講義を実施した。

、令和2年10月に国土交通大学校で開催されたコンプライアンス指導者養成研修に3名の職員が受講、修了し、現在中部地方整備局内のインストラクターは、19名となった。

No.	開催日時	会議名	参加者
1	11月12日	コンプライアンス出前講習会（名古屋港湾事務所）	64名
2	11月16日	コンプライアンス出前講習会（清水港湾事務所）	26名
3	11月24,25日	コンプライアンス出前講習会（四日市港湾事務所）	24名

②コンプライアンス・ミーティングの実施

コンプライアンス・ミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことによりコンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図る上で優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法についてより理解が深まるよう工夫して実施する。

コンプライアンス・ミーティングについて、各事務所等において各3回実施した。第1回目（7月～9月）は、風通しの良い職場作りをテーマとして意見交換を行った。第2回目（10月～11月）は、今年度人事院規則が施行されたパワーハラスメントについて、職員の理解を深めるため、「上司の部下に対する指導のあり方」をテーマに意見交換を行った。第3回目（2月～3月）は、今年度実施した風通しの良い職場作り・パワーハラスメントについて、管理職員を対象に自身も含め組織としての行動を振り返るとともに来年度の風通しの良い職場作りを通じたコンプライアンス意識の醸成のための留意点などについて意見交換を行った。

③e-ラーニングの実施（復習機能の活用）＜再発防止＞

公務員倫理や発注者綱紀保持に関する職員の知識と認識を向上させるため、職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができる e-ラーニングを実施する。なお、復習機能を活用することで、更なる知識と認識の向上を図る。

e-ラーニングの実施について、第1回目（6月～8月）は、発注者綱紀保持規程に関する基礎的な問題（5問）を学習した。第2回目（12月）は、国家公務員倫理規程に関する基礎的な問題（10問）を学習した。学習にあたっては復習機能を活用して知識と認識の向上を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

「コンプライアンス宣言」を玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示し二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を内外に表明した。

また、「コンプライアンス宣誓書」を全ての管理職員が直筆で作成・所持することによって、あらためて、コンプライアンスの取組を率先垂範すべき管理職員が常に意識を高く持って職務にあたることとした。

職員研修において実施したコンプライアンス講義や、適正業務管理官等によるコンプライアンス講習会等の実施により、全職員が年1回以上コンプライアンス講習を受ける機会を確保し、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図った。不正事案の事実経過等については講習等の内容に含めて説明し、平成28年度不正事案を職員自らのこととして受け止め、危機意識を持って行動することが重要であることを徹底することが出来た。在宅勤務の増加に伴い重要となる情報の適切な管理について重点的に説明すると共に、パワーハラスメント等のハラスメント関係についても説明することにより、風通しの良い職場づくりを通してのコンプライアンス意識の向上を図った。

e-ラーニングについては、過去の設問の中から正答率の低かったものを再出題するなどし、職員が自席でいつでも必要な知識の習得ができるよう積極的に活用した。

コンプライアンス・ミーティングについては、発注者綱紀保持規程からのテーマ設定ではなく、広い意味でコンプライアンス意識の向上につながる「風通しの良い職場づくり」「パワーハラスメント」をテーマとして意見交換を行った。職員へのアンケートからは、コンプライアンス・ミーティングのテーマとしては違和感を感じるという意見もあったが、特に今年度、在宅勤務等の増加により、職場でのミーティングの機会が減っている中、お互いの考え方を確認でき、職場内のコミュニケーションの向上に役立つ契機になった、身近なテーマを設定することで意見交換が活発になったなどの意見も寄せられている。今後においては平成28年度不正事案の記憶を風化させることなく、一方で職場のコミュニケーションを向上させる一つのツールとして継続して実施していく。また、意識調査で回答のあった職員のうち96%が、昨年度と同様に今年度のコンプライアンス推進計画の取組はコンプライアンス意識の向上に効果があったとの回答であった（「ある程度効果があった」との回答を含む。）。

職員研修においては、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、事案毎の事実経過等を取り入れたグループ討議方式を用いて、職員一人ひとりが身近な教訓として自らのこととして認識する機会とした。

3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化

A. 取組の実施状況

(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底

①事業者との飲食の届出<再発防止>

事業者等との勤務時間外の飲食ルールを十分に徹底していくために、管理職員等が事業者等と飲食した場合には、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日付、場所、金額等を書面により届け出ることを引き続き徹底する。

毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議において、事業者との飲食の届出状況を報告した。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う飲食の自粛措置等により、届出状況としては、前年度に比して著しく減少した。

(2) 事業者等との応接ルールの徹底

①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保<再発防止>

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにすべきであり、原則として受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応することを引き続き徹底する。

また、少人数官署においても、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを引き続き徹底する。

事業者等との応接にあたっては、e-ラーニングを活用した学習や講習会等で繰り返し説明するなど応接ルールの周知を徹底した。また、少人数官署においては、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを徹底し、各事務所の発注者綱紀保持担当者（事務所長等）が受付名簿を確認するとともに、その状況をコンプライアンス推進本部会議で情報共有した。受付名簿については、来庁者が他の来庁者情報を知り得ないように令和元年12月より連記方式から個別方式へと変更し、情報管理の徹底の強化を図った。

(3) 事業者等へのルールの遵守の要請

①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等<再発防止>

事業者等に対し、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」の周知を継続するとともに、従業員がルールに反する働きかけ等を行わないよう指導するなど、各社のコンプライアンス体制の確立や取組の一層の推進を要請する。併せて、事業者等のコンプライアンス意識の向上を図るため、国家公務員倫理規程等で定められている具体的なルール等について、事業者等を対象とした講習会を実施する。

中部地方整備局の取組をホームページで公表し、事業者に対して理解を求める取組を継続して実施している。また、事業者団体等との意見交換会など様々な機会を通じ、再

発防止対策の趣旨や内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組について、本局及び各事務所の幹部職員が説明・周知するとともに、事業者のコンプライアンス体制確立の要請を行った。なお、事業者団体への説明は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため、75回から34回と前年度の半数の実績となった。

また、事業者団体（11月16日 愛知県建設業協会、12月4日 静岡県建設業協会）主催の事業者等を対象にした講習会において、適正業務管理官が講師となって、「事業者の立場から見た公務員との接触ルール」をテーマに講義を行った。

その他の取組として、庁舎受付や執務室入口等に入室ルールを掲示し、来庁者に対して協力依頼を行う取組を継続して実施した。

併せて、平成28年度不正事案の発生を受け、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者へも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員や来庁者の目の付く箇所へ掲示する取り組みを継続して実施した。

※令和2年度 事業者団体への説明状況

【実施状況】 34回

1. 対象団体

- ①工 事 関 係：各県建設業協会、（一社）日本埋立浚渫協会 等
- ②コンサルタント関係：（一社）建設コンサルタント協会 等

2. 実施状況

定期総会、意見交換会等で説明及び要請。

②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知<再発防止>

競争参加資格の認定通知時等の機会に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知する。

競争参加資格の随時認定通知時に発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知した。12月実施の国家公務員倫理月間の取組の際にも、年末年始等の綱紀の保持の協力要請に併せて、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知した。

③リーフレットの掲示の徹底<再発防止>

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットの掲示を引き続き徹底する。

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを掲示することについて、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じ継続して徹底を図った。

④退職準備セミナーにおける指導<再発防止>

退職者が再就職によって「利害関係者」となることもあることから、退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう指導する。

令和2年6月12日に実施した退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス

意識を堅持するよう指導を行った。国家公務員倫理規程について事業者向けに作成された資料も活用した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

事業者等との不適切な接触が、今回不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、事業者等との接触に関するルールを強化し徹底する取組を進めてきた。管理職員等が事業者等と飲食した場合には、相手方事業者等の氏名等を書面により届け出ることを徹底した。併せて、国民の疑惑や不信を招かないよう、組織のみならず職員個人を守るためにも、事業者等との応接はオープンな場所で複数の職員により対応することが重要であることから、事業者等との応接ルール等について職員への周知・徹底を図った。事業者社員からの不当な働きかけが事案発生の端緒となっていることから、事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請に加え、事業者向けの講習を実施した。講習参加者へのアンケート結果として公務員には事業者との接触についてルールがあるという認識は8割強の方が持っていると答えるなど、事業者においても一定の理解は得られている状況であるが、詳細については知らなかったという意見も多くあり、引き続き周知の機会を設けていく必要があると考えている。

4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

A. 取組の実施状況

(1) 事業者等との組織的対応の継続《事前対応》

①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の継続<再発防止>

部長、事務所長を補佐する立場にあり、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）が、職員の相談相手となり組織的対応が図られる体制を継続する。

相談相手となる幹部職員と所属職員は、日頃から相互にコミュニケーションの充実を図るように心がけ、各部長、事務所長等の指導の下、職員が抱えている課題を定期的に直接聞き取るなど、早期に組織として把握し、適切に対応する。

日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）を職員の相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を平成29年度より継続して確保した。「令和2年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画について（通知）」（令和2年3月24日事務連絡）により、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて周知徹底を図った。また、職員の相談役として指定されている幹部職員を「コンプライアンス相談窓口」として部屋の入口に明示する取組を継続した。

②具体的な対応例等の組織的な共有<再発防止>

現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を実施し、

事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制を継続する。

現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を令和2年8月6日に開催し、事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制の構築を継続した。

(2) 内部報告の匿名性確保等

①匿名性を確保した通報の周知<再発防止>

不正行為を見知った職員がためらうことなく報告できるよう、内部報告制度の重要性及び報告から調査段階まで報告者の匿名性を確保した報告システムであることの周知を図る。

職員が匿名での通報ができる新たなシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、平成29年4月から運用を継続している。適正業務管理官等が全事務所を巡回して実施しているコンプライアンス講習会及び職員研修で実施しているコンプライアンス講義の内容に含めて周知した。8月に実施した職員のクライアントパソコンへのメッセージ表示の際にも、内部報告は、職員から秘匿性を確保したうえで情報を受けることができ、不利益な取扱いを受けることはない制度であり、場合によっては通報することで仲間を救うことになることの周知を再徹底した。令和2年12月から令和3年1月にかけて実施した職員アンケートでは「内部通報しない」との回答を行った職員の割合が前年度と比して、14%から11%へ約3%減少した。

(3) 事業者等との組織的対応の継続《事後対応》

①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続<再発防止>

国家公務員倫理規程を守らせる組織的な対応を確実に実施できるように、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長）を中心とした体制を継続し、端緒段階での対処方法を予め職員に指導するとともに、事業者等に対して、適正に対応できるようにする。

年度当初にWEB会議方式にて開催された「副所長（事務）会議（＝事務所コンプライアンス推進室長）」において、「令和2年年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画」の説明を行って体制の確立等を指示した。

適正業務管理官等が講師となり、映像配信方式もあわせて開催したコンプライアンス講習会では、その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事業者等との応接方法（事業者等から不当な働きかけを受けた場合）も含めて実施した。

職員研修では、計画された研修（含む管理職講習）においてコンプライアンスの講義を実施している。その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事業者等との応接方法（不当な働きかけを受けた場合）も含めて実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくりに向けて各取組を実施した。事業を進めるうえで日常的に現場において発生する課題を、職員が一人で抱え込んでしまうことがないように、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）が、機会を捉えて直接聞き取るなど、職員の相談相手となることで組織的な対応が図られるよう相談体制を確保し、相談相手となる幹部職員の部屋の入口に相談窓口の表示を継続し周知徹底を図った。また、不正行為の端緒段階で組織的な対応ができるよう、職員が通報を臆することなく匿名での通報ができるシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、平成 29 年 4 月から運用を開始し、講習会等においても周知を図った。

また、風通しの良い職場づくりが職員間のコミュニケーションを向上させ、不正が起こりにくい風土を作っていくとの認識の元、コンプライアンス・ミーティング等の機会を利用して意識の浸透を図った。

職員へのアンケートの結果においては、内部通報や報告について「通報・報告しない」理由として、秘匿性に不安があること、不利益な取扱いを受ける可能性がありそうという意見が依然として見受けられるので、通報された情報の取扱いについて、コンプライアンス講習会等を通じて丁寧な周知を図った。

5. 入札契約関係の情報管理の徹底

A. 取組の実施状況

(1) 入契委員会 の 運営 や 入札 契約 方式 の 見直し

① 入契委員会 の 構成員 の 限定化 < 再発防止 >

業務上技術評価点を知る必要のない工事発注担当課長は、公告文審査段階の入契委員会のみ出席することとし、構成員を限定化する。

また、入契委員会資料のマスクングを徹底する。

全事務所の入札・契約手続運営委員会の運営要領を改正し、平成 29 年 2 月 1 日以降、工事発注担当課長の出席については、公告文審査段階の入契委員会のみ限定化している。

入札・契約手続運営委員会資料のマスクングについては、同時提出方式以外の工事について、本店所在地等を初めとした参加企業固有情報のマスクングの周知徹底を継続した。

② 技術評価点の審査時期の後倒し < 再発防止 >

入札前には技術評価点に関する情報を知り得ないよう、入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を実施することを徹底する。

入札書と技術資料の同時提出方式の拡大を全工事に適用したことにより、技術資料等の評価審査の時期が入札（参加申請）後となっている。

③ 同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続 < 再発防止 >

高知談合を踏まえた本省通知により、同時提出方式は、事務所で発注する施工能力評価型の3億円未満の一般土木C等級の工事に適用することとなっているが、全工種への適用拡大の試行を継続する。また、本局で発注する全工種の工事においても同時提出方式の適用拡大の試行を継続する。

一般競争総合評価落札方式の施工能力評価型を採用する工事及び技術提案評価型S型を採用する工事について平成29年8月1日より、全工種を対象に同時提出方式を継続している。

(2) 情報管理の徹底

① 予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理<再発防止>

情報管理責任者であっても、入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう改良した土木積算システムを運用して、情報管理を徹底する。

入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう土木積算システムを改良し、入札締切日（予定価格等の閲覧が可能となる日）を設定する者（副所長等）と予定価格下調べ調書を作成する者（発注担当課長等）に別々に権限を与えることによって、入札締切日以前に予定価格等を把握できる者をなくす運用を平成29年4月1日より継続している。

② 技術審査データの厳格な管理<再発防止>

本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）の管理を一元化するために技術審査支援システムを運用し、審査のプロセス毎にアクセス権限を付与することとし、併せてアクセスログ保存等を行うことでセキュリティ強化を図る。

平成30年度4月当初から技術審査支援システムの運用を継続した。

③ 技術提案書の厳格な情報管理<再発防止>

事務所等における技術提案書の厳格な情報管理のため、担当職員に技術提案書の情報管理の重要性を認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の送達及び事務所等における管理、処分等の取扱いについて、厳格な情報管理を徹底する。

本局から事務所等への技術提案書の送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定め、担当職員等に周知徹底し情報管理の厳格化を継続した。

④ 発注担当職員の情報管理の徹底<再発防止>

発注担当職員に対して担当外の職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」としての報告対象とし、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。なお、職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。

平成29年3月に中部地方整備局発注者綱紀保持規程を改訂し、中部地方整備局の発注担当職員に対して担当外の中部地方整備局職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」に当たることとし、発注者綱紀保持担当者への報告対象とした。職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公

表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底するために、コンプライアンス講習会で説明した。また、中部地方整備局で計画された職員研修等の 19 コースにおいても、コンプライアンスに関する講義で説明した。

(3) 積算と技術審査・評価の分離

① 本局発注工事における分離体制の確保<再発防止>

本局発注工事において、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、引き続き、積算と技術審査・評価の分離体制を確保する。

本局発注工事において、平成 29 年 4 月より予定価格等の作成（積算）と公告文案の作成は工事発注担当課で行い、競争参加者の資格審査、技術審査等は企画部技術検査室で行うこととした。技術検査室は新たに設けた個室で審査を行っており、取り扱う書類も鍵付きのロッカーで管理するなど、完全に分離された環境で適切に業務を遂行することで情報管理の強化を継続した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

入札契約等の業務上知りうる情報の漏えいが、不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、入札契約方式等における不正が起こりうる余地を無くすよう、入札契約関係の情報管理の徹底に向けた各取組を進めた。なお、本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）については、契約課、技術審査担当部署において、それぞれで管理されていたことから、これらを一元管理するとともにアクセス状況を監視することでセキュリティ強化を図る技術審査支援システムを構築し、平成 30 年度 4 月当初からの運用を継続している。

職員へのアンケートにおいては、各取組のそれぞれが効果的であるとの結果であった。入札契約関係の情報管理の徹底は、引き続き取り組む。

6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

A. 取組の実施状況

(1) 再発防止策のフォローアップ <再発防止>

再発防止策を踏まえたコンプライアンス推進計画に基づく取組の進捗状況や効果等を事務所単位で開催する講習会の際の確認や以下に掲げる取組によって検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップを行う。

なお、「事業者との飲食の届出」及び「少人数官署における受付名簿による対応」については、各事務所の状況を定期的に推進本部会議へ報告する。

事務所での講習会の開催が出来なかったことから、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）との意見交換を行うことが出来なかった。「事業者との飲食の届出」及び「少人数官署における受付名簿による対応」については、各事務所の状況を毎月開催している推進本部会議へ報告した。

(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うなど、モニタリングを継続して実施するとともに、報告された内容を各事務所のコンプライアンス推進責任者と情報共有する。また、前年度のコンプライアンスに関する取組の結果について、ホームページで公表し、引き続き透明性の確保を図る。

令和2年10月15日開催の管内事務所長会議の中でコンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うとともに、報告された内容は各事務所のコンプライアンス推進責任者等と情報共有した。併せて、各事務所の報告内容は、コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知を図った。

中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、前年度の推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページで公表し、透明性の確保を図った。

(3) 意識調査の実施

コンプライアンス意識及び取組に関して職員へのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行う。

12月～1月に全職員を対象に、職員のコンプライアンス意識等についてのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行った。職員へのアンケートの結果では、96%の職員が今年度のコンプライアンス推進計画の取組はコンプライアンス意識の向上に効果があったと回答された。あまり効果が無かったとの意見の中には、「これまでの取組で十分効果が上がっている」、「向上したと言うより、すでに意識されている」などの意見もあった。

(4) 監査機能の充実<再発防止>

再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を、引き続き一般監査実施計画の監査項目に加え、内部監査を実施する。監査結果については、内容を十分精査の上、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

一般監査実施計画において、再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を監査項目に加え実施した。監査結果のうち、他の官署において参考となる推奨事例を監査報告書に掲載して情報共有を図った。

また、一般監査により指摘された事項については、令和2年4月10日に開催したコンプライアンス推進室長会議で情報共有を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証として各取組を実施した。一般監査実施計画においては、再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を監査項目に加え監査を実施し、監査結果を踏まえてフォローアップを行った。

全職員へのアンケート調査の結果、職員の意識として、96%の職員が今年度のコンプライアンス推進計画の取組は、コンプライアンス意識の維持・向上に効果があったと回答し、「不正事案の再発防止のためには、事案を風化させないように今後とも取組を継続して行うことが重要である」との意見も多く寄せられたことから、

継続して取り組んでいくこととする。

7. その他

A. 取組の実施状況

(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑制効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、引き続きホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所（管理所）ごとの一般土木工事（C等級）又は港湾土木工事（B等級）における各月・各年度の平均落札率や受注者別の年間受注額及び受注割合を、中部地方整備局ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

応札状況の情報公開は、年間を通じた応札状況の傾向を中部地方整備局のホームページで公表することにより、職員の平均落札率などの推移に対する意識を高めるとともに、外部から閲覧されることにより入札談合の抑止効果も期待できるため、今後も継続していく。

8. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、再発防止策に基づき、平成29年度より追加した以下の体制を継続する。

- (1) 発注者綱紀保持担当者として、適正業務管理官と事務（管理）所長を配置。（事務（管理）所長は平成29年度より追加。）
- (2) 本局及び事務所の幹部が相談相手となり、組織的対応が図られる体制を継続。
- (3) 端緒段階で不正を摘み取るために、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長）を中心とする体制を継続。
- (4) 専門的な判断ができる外部有識者を招き、(2)の相談相手を組織的に支援する事業連絡会議を継続実施。適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザーリー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を受けながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制を堅持する。

A. 取組の実施状況

中部地方整備局では、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中

部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、また、年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成24年11月16日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進するために、平成24年11月20日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。推進本部は、以下のとおり推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。コンプライアンス推進本部会議の内容は、各事務所等コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、会議資料を職員向けイントラネットに掲示した。

※参考：コンプライアンス推進本部会議開催実績一覧

令和2年度 コンプライアンス推進本部会議

開催日	会議名	議事内容
-	第84回 推進本部会議	活動状況報告(3月～4月)及び今後の取組計画について(資料配付)
-	第85回 推進本部会議	活動状況報告(4月～5月)及び今後の取組計画について(資料配付)
R2.6.30	第86回 推進本部会議	活動状況報告(5月～6月)及び今後の取組計画について
R2.7.27	第87回 推進本部会議	活動状況報告(6月～7月)及び今後の取組計画について
R2.8.31	第88回 推進本部会議	活動状況報告(7月～8月)及び今後の取組計画について
R2.9.29	第89回 推進本部会議	活動状況報告(8月～9月)及び今後の取組計画について
R2.10.26	第90回 推進本部会議	活動状況報告(9月～10月)及び今後の取組計画について
R2.11.24	第91回 推進本部会議	活動状況報告(10月～11月)及び今後の取組計画について
R2.12.22	第92回 推進本部会議	活動状況報告(11月～12月)及び今後の取組計画について
-	第93回 推進本部会議	活動状況報告(12月～1月)及び今後の取組計画について(資料配付)
-	第94回 推進本部会議	活動状況報告(1月～2月)及び今後の取組計画について(資料配付)
R 3.3.23	第95回 推進本部会議	令和2年度中部地方整備局コンプライアンス報告書について
		令和3年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について

※参考：中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会開催実績

中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は1回開催された。

（中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会委員）

委員長：熊田 均 弁護士
委員：井上 純 中日新聞社 論説委員

- 〃 : 上田 圭祐 公認会計士
- 〃 : 柴田 義朗 弁護士
- 〃 : 横溝 大 名古屋大学大学院 教授

(令和2年度末現在、委員は五十音順・敬称略)

・第11回委員会

出席委員：熊田委員長、井上委員、上田委員、柴田委員、横溝委員

議事：令和2年度 中部地方整備局コンプライアンス報告書（案）について

令和3年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を毎月1回程度(資料配付含む)開催し、本部長から各事務所に対しコンプライアンスの推進について指示を行い内部統制を堅持した。コンプライアンス推進本部会議の内容は、コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、会議資料を職員向けイントラネットに掲載した。

また、コンプライアンス・アドバイザー委員会を開催し、委員からいただいた改善に向けた提言を踏まえて推進計画の策定を進めた。

各事務所のコンプライアンス推進室は事務所独自の取組等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するうえで機能した。

適正業務管理官は、本局各部・各事務所のコンプライアンス推進担当者を指導するとともに、他の地方整備局の適正業務管理官とも意見交換を行い、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たした。

9. アドバイザリー委員会の評価・意見

- ・ 毎年研修等を重ね、コンプライアンス意識が定着していることが職員へのアンケートの結果からうかがえる。
- ・ コロナ禍の厳しい状況の中、コンプライアンスの取組を出来るだけ進めようとする姿勢がうかがえる。
- ・ 風通しの良い職場づくりの観点からも、パワーハラスメントをとりあげたのは前向きで良いテーマではないか。
- ・ 職員へのアンケート結果から、「内部通報しない」とする回答が前年度に比して減ったということだが、何かあったときに「通報する」と考えることが組織に対する信頼感や組織の風通しの良さへの現れである。気がついたときには組織に対して「通報する」という意識に皆がなるのが目標だと考えるので、この調子で進めていただきたい。通報することは、長い目で見たときに組織の利益になるということが周知徹底されることが必要。それには、ためらわずに通報通知出来ることを目指しての工夫が必要、たとえば、他省庁の事例でも良いので、通報した結果で組織が救われたというような成功事例を研修等で取り上げられると良いと思う。

- ・不正事案から4年たつと「心の緩み」がでてくる。緩みを生じさせないような意識が必要。
- ・コロナ禍がいつまで続くかわからないので、来年度についても、その影響がある程度あるということを踏まえて臨機応変に変えても良いと思う。また、効果的な取組は計画にこだわらず進めていただくのが良いと思う。

まとめ

平成24年度から実施しているコンプライアンス推進の取組は、法令遵守に対する職員のコンプライアンス意識の向上に寄与はしていたが、平成28年度に相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に、あらためて強い危機感を持ち、平成28年10月に「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察した。その発生要因を踏まえて、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策として、「職員のコンプライアンス意識の一層の醸成」、「事業者等との接触に関するルールの強化」、「風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり」、「入札契約関係の情報管理の徹底」という四つの柱から構成される再発防止策を定め、平成29年3月14日に「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」が取りまとめられた。

委員会で取りまとめられた再発防止策を強い決意を持って実行し、真摯な行動を積み重ねて行くことで、損なわれた国民からの信頼を回復し地域の信頼を取り戻すため、「平成31年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画」に引き続き、令和2年3月24日付けで「令和2年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定した。新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の取組において実行できなかったものもあったが、概ね計画どおりに実行することができ、職員の意識調査の結果においても、回答のあった職員の96%の職員から、コンプライアンス意識の維持、向上に効果があったとの回答を得た。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の状況を見つつ、中部地方整備局は新たな推進計画の下、取組のマンネリ化の防止を図りつつ、再発防止策を強い決意を持って実行することとする。併せて、業務全般における法令遵守の徹底にも留意して、組織一丸となって引き続きコンプライアンスを徹底し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果すべく取組を強力に推し進めていくこととする。